

令和7年度（2025年度）就学援助のお知らせ

（国立小・中学校 都立小・中学校）

中野区では、ご家庭の経済的事情に応じて学用品費等の援助をしています。ご希望の方は、このお知らせをよくお読みいただき、就学援助の審査を希望する方は申請書をご提出ください。

1 就学援助を受けることのできる方 *所得による審査があります。

中野区にお住まいの、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- （１）現在、生活保護を受けている方。
- （２）生活保護を受けている方に準ずる方。

同一の生計を営む世帯全員の前年（令和6年（2024年）1月～12月）の合計所得金額の合算が、就学援助基準額に満たない方。

「就学援助基準額の目安」

※金額は世帯構成員の数・年齢等により各世帯で変わります。あくまで目安としてご覧ください。

下記金額を超える場合でも審査を希望される場合は、ご申請ください。

世帯人数	世帯構成（モデルケース）	令和7年度 基準額
2人	・母30歳 ・子1人（6歳＝小1）	約328万円
3人	・父35歳・母30歳 ・子1人（8歳＝小3）	約350万円
4人	・父45歳・母40歳 ・子2人（13歳＝中2、10歳＝小5）	約431万円
5人	・父45歳・母40歳 ・子3人（15歳＝高1、12歳＝中1、8歳＝小3）	約479万円
6人	・父45歳・母45歳・祖父70歳 ・子3人（14歳＝中3、12歳＝中1、9歳＝小4）	約544万円

※世帯全員の令和6年1月～令和6年12月分の合計所得金額の合算が就学援助基準額未満の世帯が就学援助の対象となります。

※給与所得、公的年金所得のいずれかがある方は合計所得金額から10万円（給与所得及び公的年金所得の合計が10万円に満たない場合はその合計額）を控除し審査します。

※審査前に、個別に認定基準所得金額の計算をすることはできません。就学援助を希望される場合は、ご申請ください。

○ 中野区以外にお住まいの方は、中野区による就学援助の対象にはなりません。

申請については、それぞれお住まいの教育委員会へご相談ください。

2 申請手続き～支給までの流れ

（１）提出書類

「令和7年度（2025年度）就学援助申請書 兼 委任状・口座振替依頼書」

※申請書裏面の【記入例】をご覧ください、記入してください。

※学校名は、お手数ですが「中野区立」を二重線で削除して記入してください。

※兄弟で申請する場合は、お子さん1人につき1枚申請書の提出が必要です。

◆裏面もご覧ください

(2) 提出方法

下記提出先まで、郵送または持参にてご提出ください。

(3) 申請にともなう所得の確認について

①令和7年（2025年）1月1日現在、中野区内にお住まいの方の場合

教育委員会が所得の確認調査を行いますので、所得確認書類の提出は不要です。ただし、所得が無かった方がいる場合、6月末までに、中野区役所税務課で所得が無かった申告をしてください。
未申告の方がいる場合、所得の確認ができず「非認定」となりますのでご注意ください。

②令和7年（2025年）1月1日現在、中野区以外の区市町村（日本国内）にお住まいの方の場合

全員の所得確認書類が必要です。令和7年度（令和6年所得分）の課税証明書、非課税証明書（合計所得金額に金額の記載があるもの）またはマイナンバー利用同意書（就学援助申請書用）を6月末までに下記担当まで提出してください。

※令和7年度の課税証明書、非課税証明書は6月頃から交付可能という自治体が多いようです。詳しくは令和7年1月1日にお住まいになっていた自治体へお問い合わせください。

※マイナンバー利用同意書はQRコードより中野区ホームページ「就学援助費」からダウンロード可能です。

※令和7年1月1日現在、国外にお住まいだった方は、【お問合せ先】までお問い合わせください。

(4) 認定結果および支給について

提出いただいた年度当初（4月）の申請分は、所得が判明する6月中旬に当初認定の審査を行い、認定結果を保護者の方へ郵送でお知らせします。当初認定となった場合は、4月まで支給対象月を遡及して、年2回の支給を行います（10月末、4月末を予定）。

※6月中旬の審査時に所得の確認ができない場合は、認定結果を「保留」としてお知らせします。「保留」となった方は、6月末（予定）までの所得の申告および確認書類の提出をもとに、再度、当初認定の審査を行います。その際に、引き続き所得の確認ができない場合は、審査ができず「非認定」となりますのでご注意ください。

◎年度途中で申請をする場合

年度途中から申請を希望される場合は、教育委員会まで申請書をご提出ください。その際、認定になった場合の支給対象月は、申請した月からとなります。

3 支給対象費目

学用品費、オンライン学習通信費、新入学学用品費、クラブ活動費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室費、卒業アルバム代

※支給対象費目によっては支給限度額があります。

※生活保護を受けている場合、生活保護費の対象となる費目（学用品費、オンライン学習通信費、新入学学用品費、クラブ活動費）については支給されません。

※新入学学用品費は入学前に支給を受けている場合（他区市町村での支給を含む）、支給されません。

○ 支給についての詳細は、認定結果の通知とあわせてお知らせします。



【お問合せ先・マイナンバー書類提出先】

中野区教育委員会事務局 学務課 学事係 電話 03-3228-5459（直通）
〒164-8501 中野区中野4-11-19（区役所7階 窓口にお越しになる場合は、フロアに着いたら発券機近くのフロア案内人にお声がけください。）

中野区ホームページ
「就学援助費」